別表第二を次のように改める。

別表第二　特定登録対象自動車に係る取組及び自動車登録番号標の塗色並びに特定検査対象軽自動車に係る取組及び車両番号標の塗色（第一条第一項第二号、第二条第一項第二号関係）

一　平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念して交付する自動車登録番号標又は車両番号標　次の表の下欄に定める塗色

取組	塗色	
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の定時性の確保、速達性又は利便性の向上、供給輸送力の増加、外国人その他の多様な自動車の利用者の自動車に対する需要に対応した自動車に関連するソフトウエアの普及その他の平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の円滑な運営に資する自動車交通の機能の確保及び向上を図るための取組	（その一）	
	彩色	
	一　地色 白色、灰色、水色、濃い水色、青色、濃い青色、青紫色、ピンク色及び赤色 二　文字色 緑色	
	（その二）	
	彩色	
	一　地色 白色、灰色、水色、濃い水色、青色、濃い青色、青紫色、ピンク色、濃いピンク色及び赤色 二　緑色 黄緑色 三　文字色 緑色	

備考　塗色は、自動車の前面及び後面において、自家用番号標にあっては図（その一）、事業用番号標にあっては図（その二）によること。

二　平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念して交付する自動車登録番号標又は車両番号標　次の表の下欄に定める塗色

取組	塗色	
道路運送法第三条第一項に規定する一般旅客自動車運送事業の移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。）、速達性又は利便性の向上、供給輸送力の増加、外国人その他の多様な自動車の利用者の自動車に対する需要に対応した自動車に関連するソフトウエアの普及その他の平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に資する自動車交通の円滑な運営の確保及び向上を図るための取組	（その一）	
	彩色	
	一　地色 白色、灰色、黒色、青緑色、水色、青色、青紫色、濃い青紫色、紫色、ピンク色、赤色、黄赤色、黄土色、黄色、濃い黄赤色、黄緑色及び緑色 二　文字色 緑色	
	（その二）	
	彩色	
	一　地色 白色、灰色、青緑色、水色、青色、青紫色、紫色、濃い青紫色、ピンク色、赤色、黄赤色、黄土色、濃い黄赤色、黄色、黄緑色及び緑色 二　文字色 緑色	